

〔享祿本類聚三代格十七〕太政官符

應進馬牛帳別卷事

右被右大臣宣傳奉勅、凡責馬牛課、具在令條今也太宰府內馬牛、徒載公文、都無生益、或國雖經數年、而其帳未進、或國雖僅進帳、而事多脫誤、加以馬牛者軍國之資、不可暫無、而不加捉搦、致此疎略、是則府官之過也、自今以後、宜子細責其課、別造簿帳、每年令進。

延暦八年九月四日

烙印

〔令義解八牧〕凡在牧駒犢至二歲者每年九月國司共牧長對以官字印、印左髀上〔謂髀外爲股〕印右髀上、並印訖、具錄毛色齒歲、爲簿兩通、一通留國爲案、一通附朝集使、申太政官。

〔尺素往來〕凡葦毛青雲雀毛者木性之馬〔略〕中俱自奧州閉伊郡到來、其印鹿笛者北方飛雀者南方、此內羽折雀小雀殊可有御賞覩候、其外菴下二遠雁〔モモシロ〕文文字、有文字引量丸等者、纔以一疋之蓄可播六龍之德候、大輪違者彥間立、菴下一萬者御所御牧候、別可有御秘藏乎、

〔貞丈雜記十三〕一馬の印と云事舊記にあり、馬のかねとよむべし、馬のびわも、に、〔馬のあとは、似たり、ひらもいともいふ、やきがねの印をおす事也、此事上古よりある事也、令第八文武天皇大寶元年に撰ばれたる書なり、〕廄牧令曰、凡在牧駒犢至二歲者、每年九月、國司共牧長對以官字印、印左髀上云々、義解曰、謂股外爲髀云々、此心は牧にある〔牧とは馬牛をさる也、馬の子、牛の子二才になるをば、毎年九月、其牧のある國の國司と、牧をあげかる役人と共に、牧に行て官の字の焼印を、馬牛の左の股の外におせと被仰付たる也、扱官の字の焼印ある馬牛は、天子の御物に上る也、後世に及ても、馬の股外に色々の焼印をおして、馬の品位をわかつ也、舊記に見たる印の名品々あり、されどもつまびらかならず、先琴柱といふは、ことちの形〔如是歟、〕如是歟、菴と云は、目結は、輪達は、○引兩は、■■■四目結は、□□丸は、○遠雁は、△△△右推量を以て其形を玄るす、大方如此